

特定個人情報保護評価書に関する第三者点検

1 第三者点検を行う特定個人情報保護評価書

前橋市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が実施する第三者点検における対象の特定個人情報保護評価書（以下「本件評価書」という。）は以下のとおりである。

＜対象の特定個人情報保護評価書＞

- ・予防接種に関する事務 全項目評価書

2 特定個人情報評価書に係る第三者点検の内容

審査会では、特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に定める審査の観点に基づき、本件評価書の適合性（実施手続等に適合した評価を実施しているか）及び妥当性（評価の内容が指針に定める評価の目的等に照らし、妥当と認められるか）について、以下のとおり審査を行う。

（１）本件評価書の事務の概要

ア 事務の内容

予防接種法の規定に従い、予防接種に関する事務で取り扱う。

イ 特定個人情報ファイルの名称

予防接種ファイル

ウ 特定個人情報ファイルを取り扱う主な理由

予防接種の対象者及び接種履歴を把握し、適正な管理・接種勧奨を行うため。

健康被害が発生した場合に、給付の支給の請求や権利に係る事実についての審査又はその請求等に応答するため。

（２）本件評価書の変更点

ア 電子交付機能による接種証明書の交付において、専用の電子交付アプリを用いて申請受付時に個人番号を取得することとなるため、予防接種に関する事務において個人番号の入手方法が増える。

イ VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に伴い、本人の同意を要せずに、VRSを用いた他市町村への接種記録照会が可能となる。

ウ 他市町村（特別区を含む。以下同じ）への接種記録の照会において、マイナンバーを用いた一括照会を可能とする機能が実装された。

（２）適合性について

以下のとおり、指針に定められた実施手続等に適合しているかを審査

する。

ア しきい値判断について

本件評価書の事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象となる本人の数が、30万人以上であるため、全項目評価が必須となる。

イ 実施主体について

本件評価書の事務の実施主体である前橋市長が評価を実施している。

ウ 評価書の公表について

評価書を公表することにより、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、本件評価書の内容は全て公表することとしている。

エ 実施時期について

<国の見解>

評価の再実施の時期については、特定個人情報ファイルを保有する前又は保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に実施することを原則としています。

このことについて、市町村によって、VRSを用いることに伴う予防接種事務の評価の再実施を実施することが困難な状況が継続しており、再実施が未了である場合が想定されます。

また、接種証明書については、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないように、デジタル化の早期実現が求められるとともに、デジタル化の結果、社会経済活動の正常化に向けた取組として、海外渡航に限らず予防接種済証とともに国内での活用が進むものと見込まれます。このため、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を有する電子交付機能を国において早急に構築した後、市町村において当該機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があります。

加えて、VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更については、3回目接種にあたり、2回接種をした後原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市町村への接種記録照会を行う必要があります。

こうした中であって、市町村において評価の再実施を事前に行うことが引き続き困難な状態にある場合には、接種証明書の電子交付機能の利用、VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更に係る評価の再実施について、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26

年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象にもなり得るものと考えられます。

そのうえで、上記に係る評価の再実施は、評価をすることが困難な状態が解消された時期において、可及的速やかに評価を行うことが必要です。

＜本市における実施時期＞

以上の国の見解を踏まえ、可及的速やかに評価を行うものとする。

オ 市民等からの意見聴取について

令和4年3月1日から令和4年3月31日までの間、市民等からの意見聴取を実施した結果、本件評価書に対する意見は無かった。

カ 本件評価書の記載内容について

事務の実態に基づき、評価書様式で求められている全ての項目について検討し、記載している。

(3) 妥当性について

事務の実態に基づき、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を記載している。本件評価書の変更内容は、以下のとおりである。

※詳細は、「予防接種に関する事務 全項目評価書」のとおり

ア 特定個人情報の入手について

＜特定個人情報保護評価書P18～P19＞

Ⅲ-2. (リスク1:目的外の入手が行われるリスク)

- ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容
- ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容

Ⅲ-2. (リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク)

- ・リスクに対する措置の内容

Ⅲ-2. (リスク3:入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク)

- ・入手の際の本人確認の措置の内容
- ・特定個人情報の正確性確保の措置の内容

Ⅲ-2. (リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク)

- ・リスクに対する措置の内容

イ 特定個人情報の使用について

＜特定個人情報保護評価書P21＞

Ⅲ-3. (リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク)

- ・特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに

対する措置

ウ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について

<特定個人情報保護評価書P 2 2 >

Ⅲ-4. (情報保護管理体制の確認)

エ 特定個人情報の提供・移転について

<特定個人情報保護評価書P 2 4 >

Ⅲ-5. (リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク)

・リスクに対する措置の内容

Ⅲ-5. (リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク)

・リスクに対する措置の内容

・特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

オ 特定個人情報の保管・消去について

<特定個人情報保護評価書P 2 8 >

Ⅲ-7. (リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク)

・⑥技術的対策—具体的な対策の内容